

審判システム刷新プロジェクトについて

2020年10月19日

審判システム刷新プロジェクト

1 第28回技術検証委員会のおさらい

2 要件再整理の結果報告

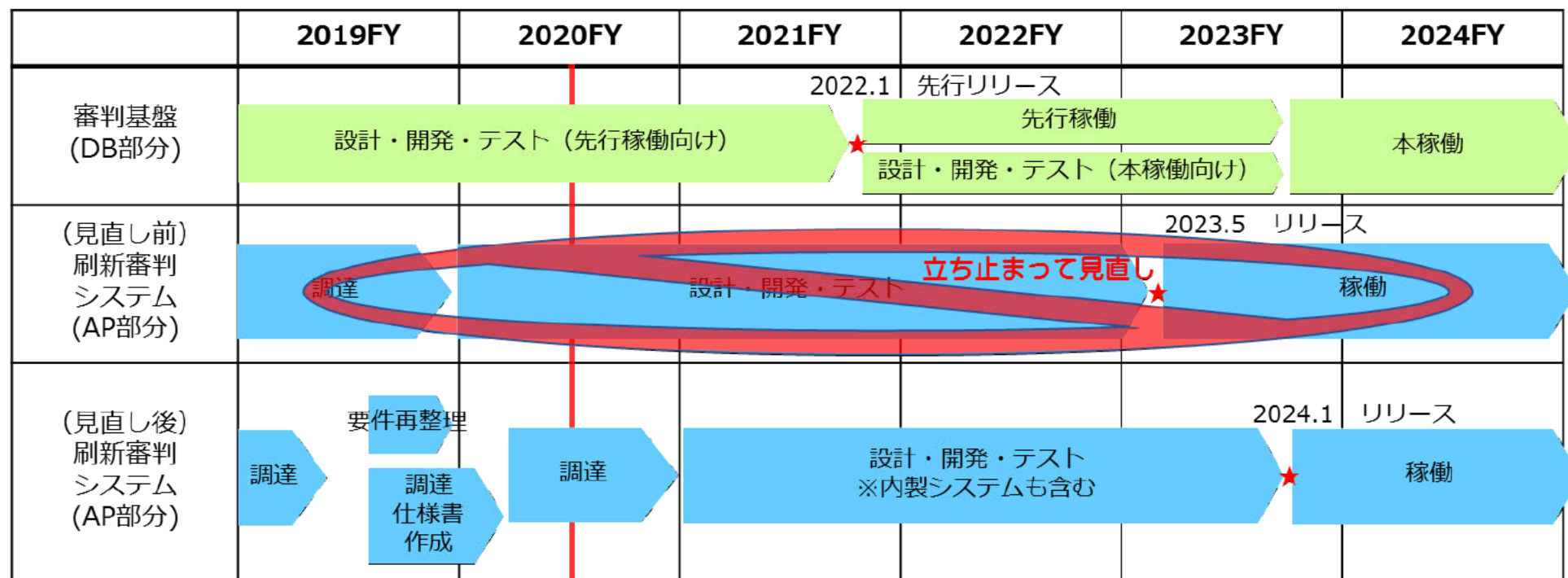
3 一時経費削減目標達成の要因

4 資料提供招請について

5 審判システム刷新の今後の予定

審判システム刷新の要件再整理・スケジュール変更について

- 開発規模を抑制するため、要件再整理（システム化範囲・機能等の見直し）を行う
- 要件再整理のため、スケジュールを見直し、調達の開始を1年間後ろ倒しとする
- 基本方針である「**システム構造の定型化**」及び「**データの集中化**」（特許庁アーキテクチャ標準への準拠）を遵守しつつ、**開発規模の抑制**を図る



AP開発規模の縮小による削減

■ 開発規模の縮小

削減施策	検討結果
業務の簡素化	例) 包袋管理（紙包袋の引継・借用、電子書類の紙出力タイミング）の見直し
現行システムで必須ではない機能の削減	例) 料金計算機能の廃止、起案・書類ひな形生成機能の一部廃止、自動起案の一部廃止
システム化範囲の縮小	例) 機械チェックの削減、他システムへの影響の極小化、画面の簡素化・共通化
サブシステム分割の見直し	例) サブシステム分割数の削減

■ 業務支援ツールの内製による作業負担の低減（→スライド6 業務支援ツールの内製）

- 機能削減による業務負担の増加を、業務を支援するツールの提供により軽減することを検討
- 業務支援ツールは、支援ツールの範囲にとどめ、障害等で業務支援ツールが利用できない場合にも、審判業務が止まらない範囲とする

周辺システムへの影響の局所化による削減

■ XML化した場合の影響

- WIPO標準への準拠、外国特許庁や庁内の他のシステム間での連携・再利用性の向上を見込んでいた
- 書類のフォーマット変更により、出願ソフト等の他システムに影響し改修が高コストとなるため見送り
＜改修が必要な周辺システム数＞
審判書類のデータ配置位置変更及びXML化対応：17システム → XML化見送り：7システム
- 書類のフォーマット変更は利用者のユーザインタフェースには大きく影響しない

■ 既存システムへの影響を抑制

- 不要な新規インタフェースの廃止、既存のインタフェースの継続利用

AP開発効率向上による削減

■ 高速画面開発ツールの利用の検討

- ・ 簡素化・共通化後の画面の大半についてツール利用時の制約を許容しつつ実現可能であることを確認

■ 要件定義を高速開発ツール・フレームワークの利用を許容するよう変更

- ・ 受託者に開発効率を向上させる対策を提案させる
- ・ アプリケーションの保守性の低下を招かない高速開発ツールのみ利用可

定常経費についても、削減を実施

■ 審判システムに求められるサービスレベルの緩和

- ・ 可用性要件を緩和し一部ハードウェアの冗長化を取りやめ
- ・ 性能要件（応答時間要件）を維持しつつ、C P U数（→ソフトウェアのライセンス数）を抑制することでコスト削減

特許庁の審判業務の特性

■ 審査の上級審に位置づけられ、裁判業務に類似した面がある

- ・ 厳正な手続きで審理を行うものであり、合議体で議論を重ねて慎重な判断を行うことが業務の中核
- ・ ベテランの職員が研修を修了した上で審判官・審判書記官業務に従事
- ・ 四法（特実意商）の上級審であり、様々な業務を包含するものの、各業務の発生回数には差

- ✓ 必ずしもリアルタイム性や高可用性が要求される業務ではない
- ✓ 職員がプロフェッショナルであることを前提に業務A Pを簡素化・共通化する余地
- ✓ 発生回数が少ない業務はシステム化せず、職員による運用対処としても影響小
※ただし、単純な作業・判断、繰り返し処理等のシステム化に適した業務も存在

→システム化が必須・好適な部分とそれ以外の部分に業務／機能を分別

審判課（業務原課）の理解・協力

■ 機能削減の目標、必要性について共通認識

- ・ 刷新プロジェクトの一時経費の削減目標を十分に理解し、相当程度高い目標であることを認識
- ・ 刷新プロジェクトを停滞させず、業務を継続すること及び審判システムを停止させないことの重要性を共有

■ 業務支援ツールの内製により機能削減部分を一部補い利便性を確保

業務支援ツールの内製

1. 内製化の目的・対象

（目的）機能削減による作業負担の軽減

（対象）削減となった実装済みの支援機能、新規実装する想定だった支援機能

⇒ 一業務内での人手作業（必要な情報の取得、判断、入力）の支援を行う

2. 内製化ポリシー（要約）

（1）内製ツールの開発範囲は、障害復旧までの時間を要するリスクを考慮し、内製ツールに障害が発生しても最低限の業務が遂行可能である範囲とする。具体的には、以下のような機能。

（ア）刷新審判システムの利用者が、事件そのものに対する業務を実施するのに

必要となる情報（参考情報）を表示する機能 → マスタ参照、起案サポート等

（イ）事件そのものに対する業務ではない機能 → 案件管理等

（2）内製ツールは、刷新審判システムと、独立したシステムとして構築する。

（3）内製ツールにより、直接の個別DB更新、共有DB更新は、行わない（参照のみとする）。

（4）審判基盤システムや、刷新審判システム、及び、他の庁内システムの情報を参照する。

（5）内製ツールから庁内の基幹システムへの情報参照にあたり、基幹システムへ過度の負荷をかけることがないように、内製ツールからのトランザクションについて必要に応じて流量制御の仕組みを設ける。

3. 内製による業務支援ツール実現のための要件

- 内製ツールから刷新審判システムの共有DB、個別DBの情報参照を可能とする
- 内製ツールから刷新審判システムのBPMsの状態を参照可能とする

4. 審判システム刷新の今後の予定

- 現在は刷新審判システムの調達段階（意見招請中:～10月29日）
- 意見招請の結果を踏まえ、入札公告、技術審査を経て、2021年4月に、刷新審判ベンダと契約予定

区分	令和2年度（2020年度）				令和3年度（2021年度）	
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
審判基盤 (共有DB)	開発・試験（先行稼働（四法公報リリース）向け）					
刷新審判 調達関係	資料提供 招請	調達		意見 招請		
刷新審判 アプリケーション					システム 開発 開始 準備	基本設計
刷新審判 ハードウェア					要件 確定	ハードウェア 導入